

安全への提言



社会実装における安全の役割

み やけ あつ み †

イノベーションとは新たな価値の創出であり、技術革新はその中のひとつのアプローチである。新たな技術や新エネルギーの開発、導入はまさに未来社会に向けたイノベーションである。しかし、イノベーションには挑戦が不可欠であり、挑戦には必ずリスクが伴う。従って、新規に開発した技術が死の谷を越え、社会に実装されて市民生活に価値をもたらすためには、その技術やシステムの有するリスクの適切な評価とその制御が必要不可欠となる。

新規技術の社会実装 (societal implementation) においては、技術の安全とともに一般市民の安心がもたらされることが必要であり、少なくとも新規技術に関するリスク評価の結果としての技術的工学的な安全に加え、その安全情報を発信する人や組織に対する信頼、そしてそれらの情報を受けとる一般市民の受容性をあわせて検討する必要がある。

新規技術の社会実装を円滑に進めるためには、ベネフィットの向上とともにリスクとコストの低減が求められるが、新たな技術やシステムの社会実装を進めるための最も有効な方法の一つは、安全やリスクに関する考え方や情報を法規制や技術基準に反映させることである。法規制は、国民の安全を脅かす可能性のあるものに対してそれらを排除し、国民生活の安寧を図るためのものであることから、十分な実績や知見のないものに対しては慎重に取り扱わねばならず、社会的要請の名の下に、安全が担保されていない技術、安心できないシステムを社会に実装することは避けなければならない。社会実装、すなわち、事業者、行政そして市民が安心を獲得するためには、検討のプロセスの透明性、議論の客観性と判断の合理性のいずれもが担保されていることがきわめて重要であり、リスクを語らないリスクがあってはならない。

一方、次々に開発される新規技術に対応しきれない法規制については、現行法規制によって研究者や技術者の研究活動や技術開発環境にブレーキをかけて

しまう可能性もあり、ひいては我が国の技術力、経済力、ブランド力の低下を招き、国益を損なう恐れもあることから、バランスの取れた規制の合理化や必要に応じた見直しに関する検討も必要である。

現在、2016年度から実施される第5期科学技術基本計画の策定中であるが、本年5月に総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会より出されたその中間とりまとめでは、「世界は、ICTの飛躍的進展等を受け、「第4次産業革命」とも言うべき大変革時代が到来し、経済・社会における価値創造プロセスが大きく変化しつつある。科学の世界も、広く多様な参加者の下で急速な進化を遂げる「オープンサイエンス」の時代が開かれようとしている」と指摘されており、以下に示す3つの重要事項と駆動のための仕掛けが明記された。すなわち、①未来の産業創造・社会変革に向けた取組、②経済・社会的な課題への対応、③基盤的な力の育成・強化、を第5期基本計画の3本柱とするとともに、これらの相乗効果を最大限引き出すことを目指し、人材、知、資金の好循環を誘導するイノベーションシステムを構築する、である (<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kihon5/chukan/honbun.pdf>)。さらに、これらの説明の中には、次の先取り、安全・安心な生活の実現、不確実な変化等、安全、リスクに関する課題が計画の中心軸にあることが示されており、いずれも当学会ならびに学会員の活躍の場が待ち受けている。

企業、研究機関、大学を取り巻く研究環境は一段と厳しさを増しており、単独組織での大型研究は容易でないことから、産官学の益々の連携と、安全安心イノベーションにおける当学会関係者への期待は大きい。安全研究に関わる者として、技術的安全から安全情報発信、社会受容性を包含する社会リスク総合研究の推進による安心の獲得により社会実装につなげる道筋を担っているという強い意識を改めてもつよう強く念ずる次第である。

† 横浜国立大学 安心・安全の科学研究教育センター長、環境情報研究院教授：〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-7